

資 料

目 次

第Ⅰ部 わが国を取り巻く安全保障環境

資料1	各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段	385
資料2	主要国・地域の兵力一覧（概数）	385
資料3	主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）	385
資料4	わが国周辺の兵力推移の概要	386

第Ⅱ部 わが国の安全保障・防衛政策と日米同盟

資料5	国家安全保障戦略（概要）	386
資料6	平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について	390
資料7	中期防衛力整備計画（平成26年度～平成30年度）について	398
資料8	戦車、主要火器などの保有数	404
資料9	主要航空機の保有数・性能諸元	404
資料10	主要艦艇の就役数	405
資料11	誘導弾の性能諸元	405
資料12	防衛関係費（当初予算）の推移	406
資料13	一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移	407
資料14	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移	407
資料15	各国国防費の推移	408
資料16	自衛官の定員及び現員	408
資料17	自衛官などの応募及び採用状況（平成27年度）	409
資料18	防衛省職員の内訳	409
資料19	主要演習実績（平成27年度）	410
資料20	各自衛隊の米国派遣による射撃訓練などの実績（平成27年度）	410
資料21	再就職援護のための主な施策	411
資料22	退職自衛官の地方公共団体防災関係部局における在職状況	411
資料23	国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について	412
資料24	自衛隊の主な行動	414
資料25	自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武力行使及び武器使用に関する規定	416
資料26	国民保護にかかる国と地方公共団体との共同訓練参加状況（平成27年度）	418
資料27	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成27年4月27日）	418
資料28	日米防衛協力のための指針（平成27年4月27日）	420
資料29	再編の実施のための日米ロードマップ（仮訳）	426
資料30	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表（仮訳）（平成24年4月27日）	428
資料31	日米協議（閣僚級）の実績（13（平成25）年以降）	428
資料32	主な日米共同訓練の実績（平成27年度）	430
資料33	日米共同研究・開発プロジェクト	432
資料34	在日米軍駐留経費負担の概要	432
資料35	23事案の概要	433
資料36	SACO最終報告（仮訳）	434
資料37	SACO最終報告の主な進捗状況	436
資料38	普天間飛行場代替施設に関する経緯	438
資料39	嘉手納以南 施設・区域の返還時期（見込み）	439
資料40	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定	439
資料41	第三海兵機動展開部隊の要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転の実施に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定を改正する議定書	441

第Ⅲ部 国民の生命・財産と領土・領海・領空を守り抜くための取組

資料42	米軍オスプレイのわが国への配備の経緯	442
資料43	防衛省改革の方向性（概要）	442
資料44	わが国のBMD整備への取組の変遷	443
資料45	弾道ミサイルなどへの対処の流れ	443
資料46	災害派遣の実績（過去5年間）	444
資料47	災害派遣にかかる主な訓練の実施及び参加実績（平成27年度）	444
資料48	多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）	444
資料49	留学生受入実績（平成27年度の新規受入人数）	445
資料50	防衛省主催による多国間安全保障対話	445
資料51	その他の国家間安全保障対話など	446
資料52	能力構築支援の状況	448
資料53	要員の招へいの状況	449
資料54	多国間共同訓練の参加など（最近3年間）	449
資料55	最近の日豪防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	451
資料56	最近の日韓防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	452
資料57	最近の日印防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	453
資料58	最近の日中防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）	454
資料59	最近の日露防衛交流・協力の主要な実績（過去3年間）	454
資料60	最近のASEAN諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	454
資料61	最近のその他アジア太平洋諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	457
資料62	最近の欧州諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	457
資料63	最近のその他の諸国との防衛協力・交流の主要な実績（過去3年間）	459
資料64	海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律の概要	459
資料65	国際平和協力活動関連法の概要比較	460
資料66	自衛隊が行った国際平和協力活動	460
資料67	国際機関への防衛省職員の派遣実績	463
資料68	防衛装備移転三原則	463
資料69	市民生活の中での活動	464
資料70	社会に貢献する活動	465
資料71	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	465
資料72	防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律の一部改正	466
資料73	防衛省における情報公開の実績（平成27年度）	466
資料74	「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」抜粋（内閣府大臣官房政府広報室）	467
防衛年表		468

資料1 各国の核弾頭保有数とその主要な運搬手段

		米 国		ロ シ ア		英 国		フ ラ ンス		中 国	
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道 ミサイル)	450基 ミニットマンⅢ	450	332基 SS-18 SS-19 SS-25 SS-27 RS-24	54 30 108 78 62	_____	_____	_____	_____	52基 DF-5 (CSS-4) DF-31 (CSS-10)	20 32
	IRBM MRBM	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	_____	160基 DF-4 (CSS-3) DF-21 (CSS-5) DF-26	10 134 16
	SLBM (潜水艦発射弾 道ミサイル)	336基 トライデントD-5	336	192基 SS-N-18 SS-N-23 SS-N-32	48 96 48	48基 トライデントD-5	48	64基 M-45 M-51	32 32	48基 JL-2 (CSS-NX-14)	48
弾道ミサイル搭載 原子力潜水艦		14		13		4		4		4	
航空機		78機 B-2 B-52	20 58	76機 Tu-95 (ベア) Tu-160 (ブラックジャック)	60 16	_____	63機 ミラージュ2000N ラファール	23 40	50機 H-6K	50	
弾頭数		約4,760		約4,380 (うち戦術核約 2,000)		215		300		約260	

- (注) 1 資料は、ミリタリー・バランス (2016)、SIPRIデータベースなどによる。
 2 16 (平成28) 年4月、米国は米露間の新たな戦略兵器削減条約を踏まえた16年3月1日現在の数値として、米国の配備戦略弾頭は1,481発、配備運搬手段は741基・機であり、ロシアの配備戦略弾頭は1,735発、配備運搬手段は521基・機であると公表した。ただし、SIPRIデータベースによれば、15 (平成27) 年1月時点で米国の核弾頭のうち、配備数は約2,080発 (うち戦術核180発) とされている。
 3 15 (平成27) 年11月、英国の「戦略防衛・安全保障見直し」(SDSR) は、配備核弾頭数を120発以下に、保有核弾頭数を180発以下にするとしている。
 4 なお、SIPRIデータベースによれば、インドは100~120発、パキスタンは110~130発、イスラエルは最大80発、北朝鮮は10発の核弾頭を保有しているとされている。

資料2 主要国・地域の兵力一覧 (概数)

陸上兵力		海上兵力			航空兵力	
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	機数
中 国	160	米 国	625.0	944	米 国	3,638
イ ン ド	115	ロ シ ア	204.9	1012	中 国	2,715
北 朝 鮮	102	中 国	150.2	879	ロ シ ア	1,344
パキスタン	55	英 国	61.2	136	イ ン ド	984
米 国	51	イ ン ド	48.0	243	韓 国	619
韓 国	50	フ ラ ンス	40.3	292	エジプト	601
ベトナム	41	インドネシア	26.7	171	北 朝 鮮	563
トルコ	40	イタリヤ	22.5	184	台 湾	508
ミャンマー	38	トルコ	22.1	206	イスラエル	482
イ ラ ン	35	韓 国	21.1	236	パキスタン	456
エジプト	31	台 湾	21.0	393	フ ラ ンス	417
インドネシア	30	ド イ ツ	20.6	127	トルコ	407
タ イ	25	オーストラ リア	19.4	98	イ ラ ン	336
ロ シ ア	24	スペイン	18.9	172	サ ウ ジ	336
コロンビア	24	ブラジル	17.3	110	英 国	295
日 本	14	日 本	46.7	137	日 本	410

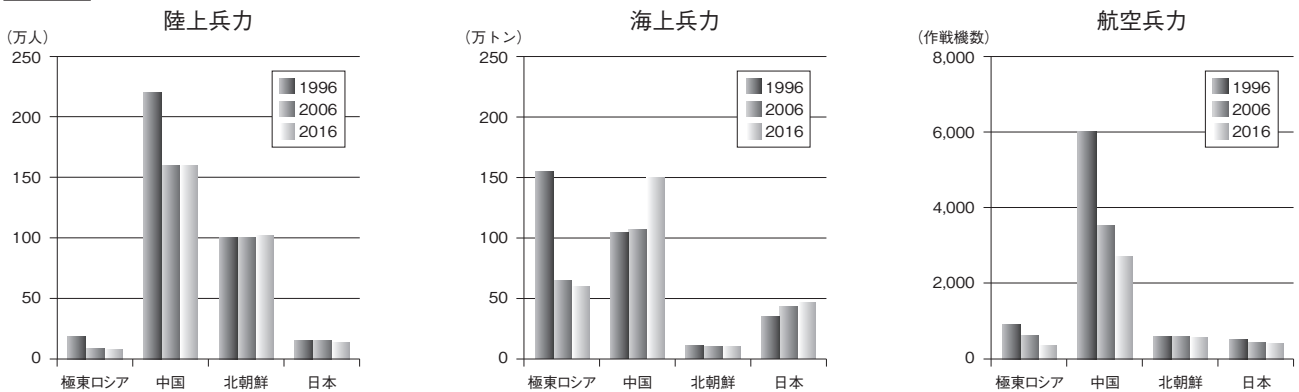
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス (2016)」など、海については「ジェーン年鑑 (2015-2016)」などによる。
 2 日本は、平成27年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数 (航空兵力) は航空自衛隊の作戦機 (輸送機を除く。) および海上自衛隊の作戦機 (固定翼のみ) の合計である。
 3 配列は兵力の大きい順 (海上兵力はトン数の大きい順) になっている。

資料3 主要国・地域の正規軍及び予備兵力 (概数)

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米 国	志 願	138	84	
ロ シ ア	徴兵志願	80	200	
英 国	志 願	15	8	
フ ラ ンス	志 願	21	3	
ド イ ツ	志 願	18	3	
イ タ リ ア	志 願	17	2	
イ ン ド	志 願	135	116	
中 国	徴 兵	233	51	
北 朝 鮮	徴 兵	119	60	
韓 国	徴 兵	63	450	
エジプト	徴 兵	44	48	
イスラエル	徴 兵	18	47	
日 本	志 願	陸	14	3.1 (0.5)
		海	4.2	0.05
		空	4.3	0.05

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス (2016)」などによる。
 2 日本は、平成26年度末における各自衛隊の実勢力を示す。() 内は即応予備自衛官の現員数であり、外数
 3 ロシアは、従来の徴兵制に契約勤務制 (一種の志願制) を加えた人員補充制度をとっている。
 4 ドイツにおいては、11 (平成23) 年4月に成立した改正軍事法により、徴兵制は、同年7月1日に運用が停止され、代わって新しい志願兵制が導入された。
 5 中国は、人民解放軍兵力を17 (平成29) 年末までに30万人削減することを発表している。

資料4 わが国周辺の兵力推移の概要



資料5 国家安全保障戦略 (概要)

平成25年12月17日 国家安全保障会議決定
閣議決定

I 策定の趣旨

- 我が国の安全保障（以下「国家安全保障」という。）をめぐる環境が一層厳しさを増している中、豊かで平和な社会を引き続き発展させていくためには、我が国の国益を長期的視点から見定めた上で、国際社会の中で我が国の進むべき針路を定め、国家安全保障のための方策に政府全体として取り組むことが必要である。
- グローバル化が進む世界において、国際社会における主要なプレーヤーとしてこれまで以上により積極的な役割を果たしていくべきである。
- 本戦略は、国家安全保障に関する基本方針として、国家安全保障に関連する分野の政策に指針を与えるものである。
- 国家安全保障会議（NSC）の司令塔機能の下、政治の強力なリーダーシップにより、政府全体として、国家安全保障政策を一層戦略的かつ体系的なものとして実施していく。
- 国の他の諸施策の実施に当たっては、本戦略を踏まえ、外交力、防衛力等が全体としてその機能を円滑かつ十分に発揮できるよう、国家安全保障上の観点を中心に十分を考慮する。
- 本戦略の内容は、おおむね10年程度の期間を念頭に置いたものであり、政策の実施過程を通じてNSCにおいて定期的に体系的な評価を行い、適時適切にこれを発展させていく。

II 国家安全保障の基本理念

1 我が国が掲げる理念

- 我が国は、豊かな文化と伝統を有し、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値を掲げ、高い教育水準を持つ豊富な人的資源と高い文化水準を擁し、開かれた国際経済システムの恩恵を受けつつ発展を遂げた、強い経済力及び高い技術力を有する経済大国である。また「開かれ安定した海洋」を追求してきた海洋国家としての顔も併せ持つ。
- 戦後一貫して平和国家としての道を歩み、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とはならず、非核三原則を守るとの基本方針を堅持してきた。
- 日米の同盟関係を進展させるとともに、各国との協力関係を深め、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現してきている。人間の安全保障の理念に立脚した途上国の経済開発や地球規模問題解決への取組、他国との貿易・投資関係を通じて、国際社会の安定と繁栄の実現にも寄与している。

○国連憲章を遵守しながら、国連を始めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与している。国際平和協力活動にも継続的に参加している。また唯一の戦争被爆国として、軍縮・不拡散に積極的に取り組み、「核兵器のない世界」を実現させるため、国際社会の取組を主導している。

○我が国は、平和国家としての歩みを引き続き堅持し、国際政治経済の主要プレーヤーとして、国際協調主義に基づく積極的平和主義の立場から、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を実現しつつ、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。これこそが、我が国が掲げるべき国家安全保障の基本理念である。

2 我が国の国益と国家安全保障の目標

【国益】

- 我が国自身の主権・独立を維持し領域を保全し国民の生命・身体・財産の安全を確保し、豊かな文化と伝統を継承しつつ、我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うすること。
- 経済発展を通じて我が国と国民の更なる繁栄を実現し、我が国の平和と安全をより強固なものとする（そのためには、自由貿易体制を強化し、安定性及び透明性が高く、見通しがつきやすい国際環境の実現が不可欠）。
- 自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値やルールに基づく国際秩序を維持・擁護すること。

【国家安全保障の目標】

- 我が国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために、必要な抑止力を強化し、我が国に直接脅威が及ぶことを防止するとともに、万が一脅威が及ぶ場合には、これを排除し、かつ被害を最小化すること。
- 日米同盟の強化、域内外のパートナーとの信頼・協力関係の強化、実地的な安全保障協力の推進により、アジア太平洋地域の安全保障環境を改善し、我が国に対する直接的な脅威の発生を予防し、削減すること。
- 不断の外交努力や更なる人的貢献により、普遍的価値やルールに基づく国際秩序の強化や紛争の解決に主導的な役割を果たし、グローバルな安全保障環境を改善し、平和で安定し、繁栄する国際社会を構築すること。

III 我が国を取り巻く安全保障環境と国家安全保障上の課題

1 グローバルな安全保障環境と課題

- (1) パワーバランスの変化及び技術革新の急速な進展